（農産物検査法施行規則の一部改正）

第五条　農産物検査法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。

改正後	改正前
第十条の三　（略）	**第十条の三**　（略）
2　前項の情報通信の技術を利用する方法は、次に掲げる方法とする。	2　前項の情報通信の技術を利用する方法は、次に掲げる方法とする。
一　（略）	一　（略）
二　電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。）をもつて調製するファイルに検査証明書に記載すべき事項を記録したものを交付する方法	二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに検査証明書に記載すべき事項を記録したものを交付する方法
3・4　（略）	3・4　（略）

（家畜伝染病予防法施行規則の一部改正）

第六条　家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
（公示）	（公示）
第八条　法第四条の二第六項及び法第五条第二項（法第六条第二項において準用する場合を含む。）の公示は、条例の告示と同一の方法によつてし、公衆の見やすい場所に掲示してし、かつ、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によつて直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。以下同じ。）により公衆の閲覧に供してしなければならない。	**第八条**　法第四条の二第六項及び法第五条第二項（法第六条第二項において準用する場合を含む。）の公示は、条例の告示と同一の方法によつてするとともに公衆の見やすい場所に掲示してしなければならない。
2　前項の規定による公衆の閲覧は、都道府県のウェブサイトへの掲載により行うものとする。	（新設）
（家畜等の移出の制限）	（家畜等の移出の制限）
第四十一条の二　農林水産大臣は、法第三十二条第二項の規定により移出を禁止し、又は制限するときは、次に掲げる事項を告示し、公衆の見やすい場所に掲示し、かつ、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供するものとする。	**第四十一条の二**　農林水産大臣は、法第三十二条第二項の規定により移出を禁止し、又は制限するときは、次に掲げる事項を告示するとともに、公衆の見やすい場所に掲示するものとする。
一～五　（略）	一～五　（略）
2　前項の規定による公衆の閲覧は、農林水産省のウェブサイトへの掲載により行うものとする。	（新設）
3　（略）	2　（略）

（国有林野の管理経営に関する法律施行規則の一部改正）

第七条　国有林野の管理経営に関する法律施行規則（昭和二十六年農林省令第四十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（管理経営基本計画についての公告の方法）	（管理経営基本計画についての公告の方法）
第七条　国有林野の管理経営に関する法律（以下「法」という。）第五条第一項の規定による公告は、インターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法により行うとともに、次に掲げる方法のうち適切な方法により行うものとする。	**第七条**　国有林野の管理経営に関する法律（以下「法」という。）第五条第一項の規定による公告は、次に掲げる方法のうち適切な方法により行うものとする。
一　（略）	一　（略）
（削る。）	二　農林水産省の掲示板への掲示
二～四　（略）	三～五　（略）